

令和3年2月19日

株式会社ワールドディング
総務人事部

当社の「新型コロナウイルス感染症に対する取組み」及び「陽性発覚時の対応」について

当社では、令和2年1月時点での新型コロナウイルスの日本国内での感染拡大が確認されて以降、「顧客・取引先の皆様、役職員とご家族、外国人の方々の安全・安心が最優先」の考えのもと、速やかに各予防策に取り組んでまいりました。

また、陽性が発覚しても「陽性者に寄り寄り添って支援すること」「陽性者に対しての噂や否定的な言動は一切認めないこと」「特定の国籍、属性での差別的発言の禁止」「多様な立場に配慮すること」を基本方針として対応いたします。

これらの取組み及び対応の方法について、下記のとおり公開いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に対する取組み

① 役職員の意識向上

日常生活を含む行動変容を受け入れ、多様な立場に配慮し、「自らの命・健康を守る」「他者の命・健康を守る」ことを、役職員自らの取組みとしています。

② 役職員の健康管理

全拠点における換気（換気担当者を設置、会議中の換気の徹底）、空気清浄機の必要各所への設置、毎日の検温（検温結果の勤務表への記入）、マスク着用・手洗い・手指消毒の徹底（マスク及び消毒用アルコール1リットルを役職員全員に配布、厚労省作成の手洗いポスターの掲示、手指消毒用アルコールの必要各所への設置）を行い、具合が悪い等感染の兆候がある場合の役職員は出勤を控えさせています。

③ 多様な働き方の推進

令和2年4月より在宅勤務（テレワーク）を推奨し、時差出勤の励行や土日振替勤務も活用し、公共交通機関の利用の緩和とオフィス出社者の削減を行っています。

④ 不要不急の外出・会議・面談・会食の制限

全拠点において会議や面談は極力オンラインで行い、顧客への訪問や出張・会食も一定の制限や禁止事項を設けています。

⑤ フィジカル・ディスタンス確保への配慮

全拠点において、出社時はマスク着用を義務とし、飛沫感染の防止に努めています。会議においては、Zoomなどのオンラインシステムの運用を奨励すると共に、対面での会議が必要な場合はアクリル板を設置した会議室で行い、密集しない状況を確認すると共に、かつ会議後は換気及び毎回の消毒を実施しています。

⑥ PCR 検査の実施

- ・ 当社の運営する技能実習生の入国後講習施設であるアジア人財キャリアデザインセンターに勤務する役職員は2週間に1度のPCR検査を実施しています。
- ・ 役職員がコロナ感染症の症状のうちの一つに該当している場合は、PCR検査を当社負担で許可しています。

⑦ アジア人財キャリアデザインセンターでの取り組み

当社が運営する外国人技能実習生の入国後講習施設「アジア人財キャリアデザインセンター」では、上記の取り組みに加えて、

- ・ レジデンストラック（※1）で入国した外国人技能実習生には14日間の隔離前と入国後講習修了前に、合計2度、医療機関が判定するPCR検査を実施しています。（※2）
- ・ 外国人技能実習生は、入国後講習修了前に陰性が確認されない限り、実習実施者への配属はさせていません。
- ・ 外国人技能実習生は、「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置の要請」により、入国後14日間は個室（バストイレの共用は認められません）での隔離が必要となるため、ホテルに2週間滞在しています。隔離期間中の外国人技能実習生に対する入国後講習は、一人一人にタブレット端末を貸与し、オンラインで実施しています。
- ・ 隔離が終了してアジア人財キャリアデザインセンターに移動し入国後講習を受講する外国人技能実習生に対しても、毎朝の健康チェック（検温、気になる症状の有無の確認）、マスク着用、手指消毒の励行、教室・居室の定例換気（1時間に1回）、医療機関が行っている空気清浄機の導入と運用、気になる症状があった場合の相談窓口の設定（看護師資格保有の職員による相談受付）を実施しています。
- ・ アジア人財キャリアデザインセンターでは、教室の収容人数の制限、講習施設内での入浴人数の制限・食堂への収容人数の制限、買い物による外出時の人数制限を行っています。また密を避けることを目的として、技能実習生が宿泊をしている居室にて、タブレットを活用してのリモート講習環境の運用、居室での朝食・昼食・夕食の喫食を推進しています。

2. 陽性発覚時の対応

① 陽性発覚時の初動

役職員に陽性者が確認された場合は直ちに保健所、医療機関に連絡の上、産業医と連携し、陽性者の行動履歴の調査等の指示に従います。

② 陽性発覚時のPCR検査

役職員の陽性発覚時には、当該役職員の濃厚接触者及び発症2日間に接触の可能性のある役職員全員に対してPCR検査を行います。（※3）

③ 陽性者と濃厚接触者への対応

陽性者と濃厚接触者は、体調に問題がない場合は在宅勤務とし、健康状況により休む場合は休業補償ではなく特別有給休暇として対応しています。また、基礎疾患等があるご家族と同

居しており、かつホテル滞在が必要になった場合は、当社が宿泊費用を負担します。

④ 往來の制限

接触の可能性のある役職員全員の陰性が発覚するまでは、該当事業所に勤務する役職員以外の、該当事業所への往來を禁止します。

⑤ アジア人財キャリアデザインセンターでの陽性発覚時の対応

上記の対応に加えて、施設全館の消毒を速やかに実施します。

今後も引き続き、顧客・取引先の皆様、役職員とご家族、外国人の方々の安全・安心を最優先に、当社の基本方針に則り、関係各所と連携し、新型コロナウイルスへの取組み及び対応を継続してまいります。

(※1) 令和2年6月18日、日本国政府は、一般の国際的な往來とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行することとしました。レジデンストラックは本件措置により例外的に日本への入国が認められるものの、日本入国後検疫所長の指定する場所（自宅等）で14日間待機することが要請されています。尚、令和3年1月13日付の政府決定に基づき、1月14日午前0時（日本時間）以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのレジデンストラックの運用は停止され、外国人の新規入国は認められていません。

(※2) TOYOBO 社製 SARS-CoV-2 Detection Kit（研究用試薬）を使用しています。医薬品医療機器法に基づく体外診断用医薬品としての承認・認証等は受けていません。ただし、「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査法について」（厚生労働省健康局結核感染症課 国立感染症研究所 2020年5月12日版）に記載・公開されています。

(※3) 公的医療保険適用対象の唾液検体による PCR 検査でも使用されるタカラバイオ社新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）検出キット（SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit）を使用いたします。同キットを用いた遺伝子検査方法は、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく方法との比較実験において陽性一致率・陰性一致率共に 100%であることが確認されています（厚生労働省健康局結核感染症課 国立感染症研究所公表「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査法について」（2020年6月9日更新）

以上